

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度決算から公表が義務付けられた健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の4指標と公営企業における資金不足比率をお知らせします。

## ● 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	蘭越町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	7.6	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	基準なし

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じないため「—」と表示しています。  
また、将来負担比率についても将来負担が生じないため「—」と表示しています。

## ● 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
簡易水道事業特別会計	—	経営健全化基準 20.0
農業集落排水事業特別会計	—	
温泉旅館幽泉閣事業特別会計	—	
国民宿舎雪秩父並びに特殊索道事業特別会計	—	

※資金不足が生じないため「—」と表示しています。

## 【用語解説】

実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率・・・町債残高ほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率・・・公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

標準財政規模・・・標準的な状態で通常収入されるであろう經常一般財源の規模

# 用 語 解 説

○ 実質赤字比率 ～ 一般会計等の実質赤字の比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字比率 ～ 全ての会計の実質赤字の比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全ての会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 実質公債費比率 ～ 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率（3か年平均）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A： 地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）
- B： 地方債の元利償還金に準じるもの（準元利償還金）
- C： AまたはBに充てられる特定財源
- D： 地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E： 標準財政規模

○ 将来負担比率 ～ 地方債残高ほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B+C+D)}{E - F}$$

- A： 地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額（将来負担額）
- B： Aに充てることができる基金
- C： Aに充てることができる特定財源
- D： 地方債の現在高等に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの額
- E： 標準財政規模
- F： 地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

○ 資金不足比率 ～ 公営企業ごとの資金不足の比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 事業の規模（法適用企業）： 営業収益の額 - 受託工事収益の額
- 事業の規模（法非適用企業）： 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

○ 標準財政規模 ～ 標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100/75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税}$$

（ただし、上記比率の算定においては、上記の算式によるものに、「臨時財政対策債発行可能額」を加えたもの。）